

機関番号：12102

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830023

研究課題名（和文）動産・債権担保融資と国際私法規則

研究課題名（英文）Asset Based Lending and Conflict-of-Law Rules

研究代表者

藤澤 尚江 (FUJISAWA NAOE)

筑波大学・大学院ビジネス科学研究科・准教授

研究者番号：60533750

研究成果の概要（和文）：

米国統一商事法典（UCC）は、担保取引に関する国際私法の原則を、目的物の所在地法に従うものから、債務者(debtor)の所在地法へ従うものへと改正した。この改正は、近年の担保機能の変化に沿うものではあるが問題も多く、UCCに影響を受け実質法を改正した国や機関のルールでも、採用されるに至らなかった。UCCが原則を変えた理由の1つは、債権と動産とを同一の法域の法で処理するためである。債権を目的とする金融取引と関連させ、改めてルールを検討する必要があるだろう。

研究成果の概要（英文）：

Under the revised Article 9 of the Uniform Commercial Code (the UCC), in general, security interests to goods should be governed by the law of the place where the debtor is situated (debtor-location rule). This conflict-of-law rule is not without problems, though conforming to the recent trend of security transactions. For the problems, some countries and UNCITRAL, both of which were affected by the revised Article9, did not choose the debtor's location as the connecting factor to security interests to ordinary goods. On the other hand, with recognizing the problems, the revised Article 9 chose the debtor-location rule as its general rule, on the ground that the security interests to goods and to account receivables should be subject to the law of the same jurisdiction. We need to clarify whether the reason of the revised Article 9 to choose the debtor-location rule is reasonable.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	950,000	285,000	1,235,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,750,000	525,000	2,275,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：国際法学

キーワード：民事法学、国際私法、動産担保、比較法学、ABL

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、企業が有する在庫や売掛債権な

どの資産を担保とする取引は、不動産担保を補完する「添え担保」からキャッシュ・フロ

一を担保とした取引である担保（A B L）へと大きくその機能を変えており、一層のグローバル化も見込まれている。

（２）一方で、動産担保を含む物権全般に関する我が国の国際私法は、明治期から「目的物の所在地法」により支配されるという原則のまま変わらず、動産に対する約定担保の国際私法については議論もほとんどなされてこなかった。

（３）国際私法規則の大部分を定めた法例から法の適用に関する通則法（以下では「適用通則法」という）への改正が検討された過程でも、動産に対する約定担保権、債権譲渡のそれぞれについて、資産を活用した金融取引を促進させるための規定をおくべきではないかとの意見が出された。しかしながら、動産約定担保権・債権譲渡のいずれについても、検討は将来の課題として先送りされ、解答が出されることはなかった。

（４）米国の統一商事法典（以下では「U C C」という）は、資産を担保とする取引円滑化の要請から、動産に対する担保取引および債権譲渡に関して定めた第 9 編において、1999 年の大改正により、国際私法の原則を「目的物の所在地法」による支配から「債務者(debtor)の所在地法」による支配へと転換した。また、国連商取引法委員会（以下では“UNCITRAL”とする）でも、債権譲渡については 2001 年の「国際債権譲渡条約」で米国 U C C と同様の国際私法規則がとられ、2007 年に成立した「担保付取引に関する立法ガイド」を策定する上で、U C C 第 9 編のルールが強く議論に影響していた。

（５）米国が A B L の先進国であることは

周知の事実であり、我が国において動産担保について考えられる際には、たびたび U C C が参照される。U C C では、前述（４）のように債権譲渡と動産に対する担保取引の双方について第 9 編に定めをおき、U C C 9-301 条により、債権譲渡・動産担保取引のいずれもが「債務者の所在地法」により支配されることを規定している。これは、日本の適用通則法 13 条が物権について「目的物の所在地法」により支配されるとしたことと異なる。

（６）A B L が債権に加え動産を担保として融資を行う取引であり、U C C では債権・動産ともに同一の国際私法規則に服することを踏まえると、国際的な A B L の促進を考えると、研究代表者がこれまで研究をおこなってきた債権譲渡に続き、動産に対する約定担保についても従来の日本の国際私法の在り方に疑問を持ち、その国際私法規則を再考すべきであると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、グローバルな市場からの資金調達を容易にするため、アメリカ法とフランス、ドイツ等の大陸法との比較を行うことで、特に約定動産担保に焦点をあて、A B L (Asset Based Lending; 動産・債権等担保融資)において生じる国際私法の問題(渉外的な私法関係にいずれの地の法を適用すべきか)の解決に取り組むことにある。

3. 研究の方法

(1) 米国 U C C 第 9 編の国際私法規則の背景を、U C C 制定前から、制定後、1999 年の大改正の順に追い、物の所在地法から債務者の所在地法へと移行した理由を明らかにした。

特に、文献・資料等を収集して調査を行うとともに、月に一度大阪で開催される欧州国

際私法研究会等の研究会に参加し、情報収集・意見交換を行った。さらに、米国の大学、ファイナンスカンパニー、法律事務所を訪れ、日本で入手できなかった資料および情報の収集を行い、情報交換を行った。

(2) ドイツ、フランスの動産に対する約定担保権に関する国際私法規則とその背景とを明らかにした。

米国UCCに関する調査と同様、文献・資料等を収集して調査を行うとともに、月に一度大阪で開催される欧州国際私法研究会等の研究会に参加し、報告・情報収集・意見交換を行った。さらに、オランダのアムステルダムにて、約定動産担保取引に関する国際シンポジウムに参加し、フランスの大学を訪れることで、学会の最新の動向に関する情報収集や日本で入手できなかった資料の収集を行い、情報交換を行った。

(3) 上述の(1)と(2)を通じ、担保機能の変化の中で、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(以下では「動産債権譲渡特例法」とする)の影響も考慮し、我が国の約定動産担保に関するあるべき国際私法規則を探った。

4. 研究成果

(1) 米国UCC第9編が、担保権を、物の所在地法から債務者(debtor)の所在地法へ準拠させるよう原則を変えた主たる理由は、①無体財産である債権と有体財産である動産、②通常物(ordinary goods)と法域を超えて用いられる可動性物品(mobile goods)とを単一の法域の法へ準拠させることを目指したことにある。単一の法域として、債務者(debtor)の所在地を選択したのは、第一に、特に無体物である債権の所在地を確定することは困難であり、第二に、目的物の所

在地よりも債務者の所在地のほうが、変更の可能性が低いためである。

(2) フランスでも、米国の担保権制度の影響を受け、質権に関しては債務者を基準とした登記制度を備えるなど実質法上の改正はされたが、特に第三者との関係について目的物の所在地法へ準拠するという原則は変わらず、国境を越えて移動する物や無体物については、例外的に処理される。

(3) ドイツでは、譲渡担保は当事者の合意のみで設定され、何らの公示も必要とされず、米国のような登録システムの導入は検討されながらも創設には至っていない。国際私法については、フランスと同様に、担保権を目的物の所在地法へ準拠させることを原則とするが、実質法上の違いから、外国で成立した物権の効力を内国で認めることについてフランスよりも寛容であり、ドイツ民法施行法第46条により、より密接な関係を有する地の法が存在すれば、物の所在地法以外の法に準拠する余地も残されている。

(4) UNCITRALの担保取引立法ガイドでは、実質法については、不動産以外の財産を対象とした包括的な約定担保権に関するルールであること、登記により對抗要件を備え、有線関係が決められることなど、米国UCC第9編の影響を強く受けているが、国際私法に関しては、フランスやドイツと同様、物の所在地法によることを原則とするルールが提案され、債権や可動性物品については例外的に処理される。

(5) 近年の担保機能の変化により、①担保の目的物として集合動産が活発に利用されるようになり、②担保権の公示が、債務者の

所在地を基準として行われるようになり、③動産を担保にする場合、その代わり金である売掛債権についても一括して担保を設定する必要が増してきている。また、④経済のボーダレス化により、国境を越えて移動する動産が担保の対象となることも当然となっ

てきている。

(6) 上述(5)から、米国UCCが債務者の所在地法への準拠に原則を改めたことは、次の点から、担保機能の変化に沿うものと思われる。まず、①異なる地に所在する動産も一括して単一の法により担保権を設定することができ、②公示の要件を債務者の所在地の法に服させ、③動産と債権とを同一の準拠法に従わせることができ、④物が国境を越えても同一のルールに従う点である。

(7) しかし、ドイツはもとより、米国UCCの影響を受け、債務者を基準とした公示制度を設けたフランスやUNCITRALの担保取引立法ガイドでも、国際私法では、UCCと異なる目的物の所在地法に準拠する原則が維持され、UCCで問題とされた可動性物品や債権については、例外的または別個に処理される。

(8) その理由として、次があげられる。

第一に、物権が所在地法に従うという原則は、広く認められており、この原則から離れることは、通常の債権者の合理的な期待に反するという事、第二に、質権のように外見により権利の所在が判断されるものを、債務者の所在地法によらせることは当事者の期待に反するという事、第三に、優先順位の判断が担保物の所在地で行われるときには、担保物の所在地法による可能性が高いということ、第四に、担保権の準拠法は、同じ目的物

の売買の準拠法と同じ法に服させるべきであるということである。

(9) 上述(8)であげた問題に、UCCは、担保権の優劣の決定については目的物の所在地法により支配される等の例外を設けることで対処し、①有体財産である動産と無体財産である債権や②通常之物と可動性物品とを一体的に規律することを選んだ。一方、フランス、ドイツ、UNCITRALは、担保権の設定から優先順位の決定までを一貫したルールで規律し、国境を越えて移動する物や債権を、動産に対する担保権の原則とは別のルールで規律することを選んだのである。

(10) 本研究では有体物である動産を対象に考察したが、ABLが事業を構成する財産を包括的に担保にとるものであれば、その発展を考えるため、UCCが採用したように、国際私法においても、債権・動産を一括した仕組みをとることが妥当か否か、債権を対象とした金融取引とあわせて改めて考察を行うことが必要であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2件)

①藤澤尚江、動産約定担保と抵触規則、国際私法年報、査読有、11巻、2010、pp.126-148

②藤澤尚江、動産担保取引の発展と国際私法(上)、筑波ロー・ジャーナル、査読無、8号、2010、pp. 35-72

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤澤 尚江 (FUJISAWA NAOE)

筑波大学・大学院ビジネス科学研究科・准教授

研究者番号：60533750